

保険料はいつからどのようにして納めるの？

保険料は、「特別徴収(年金天引き)」と「普通徴収(納付通知書での納付)」の2種類の納め方があります。

各年度分（4月から3月まで1年間）の保険料額については特別徴収、普通徴収に関係なく、毎年8月上旬に納付通知書、特別徴収通知書等をお送りします。

なお、平成20年度の保険料の賦課および異動賦課処理において、被用者保険の被扶養者を確実に確認するため、新たに資格を取得した被保険者を対象に賦課保留期間を2ヶ月間設けております。（平成20年4月30日までの資格取得者に対しても保険料の賦課をしています。）

ただし、賦課保留期間に該当する被保険者でも、被扶養者情報により確認ができる方については、保険料の賦課を行っております。

◎特別徴収（年金天引き）※4月から既に始まっています！

対象者	納付時期
特別徴収は、年金額が年間18万円以上の方が対象となります。 ただし、年金天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の1/2を超える場合は、介護保険料のみ年金天引きとなり、後期高齢者医療保険料は普通徴収となります。	超える場合は、介護保険料のみ年金天引きとなり、後期高齢者医療保険料は普通徴収となります。
特別徴収(年金天引き)は年6回(年金支給月である4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)で保険料が年金から天引きされます。	特別徴収(年金天引き)は年6回(年金支給月である4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)で保険料が年金から天引きされます。
【仮徴収】特別徴収は毎年度4月から始まりますが、4月・6月・8月の3回は前年度の2月分の特別徴収額(平成20年度については、事前に通知した額(平成18年中の所得をもとに算出した額))を天引きしています。	【仮徴収】特別徴収は毎年度4月から始まりますが、4月・6月・8月の3回は前年度の2月分の特別徴収額(平成20年度については、事前に通知した額(平成18年中の所得をもとに算出した額))を天引きしています。
【本徴収】また、10月・12月・翌年2月の3回は、当該年度分の後期高齢者医療保険料(8月に年間保険料が決定)から仮徴収額を差し引いた額を天引きします。	【本徴収】また、10月・12月・翌年2月の3回は、当該年度分の後期高齢者医療保険料(8月に年間保険料が決定)から仮徴収額を差し引いた額を天引きします。

◎普通徴収（納付通知書での納付）※8月から始まります！

対象者	納付時期
普通徴収は、特別徴収以外の方が対象となります。なお、年度途中に7歳になる方や年度途中に保険料の更正があつた場合などは、特別徴収から普通徴収への変更や特別徴収と普通徴収の併用が行われることもあります。	普通徴収は、特別徴収以外の方が対象となります。なお、年度途中に7歳になる方や年度途中に保険料の更正があつた場合などは、特別徴収から普通徴収への変更や特別徴収と普通徴収の併用が行われることもあります。
普通徴収(納付通知書での納付)は8回(1期(8月)2期(9月)3期(10月)4期(11月)5期(12月)6期(翌年1月)7期(翌年2月)8期(翌年3月))となります。	普通徴収(納付通知書での納付)は8回(1期(8月)2期(9月)3期(10月)4期(11月)5期(12月)6期(翌年1月)7期(翌年2月)8期(翌年3月))となります。

詳しくは、市税務課諸税係（市役所1階☎32・3845）まで。

地域包括支援センターから 介護予防健康教室開催のお知らせ

「いつまでも元気に暮らすために」

65才以上の市民の方ならどなたでも参加できます。

小松島市社会福祉協議会地域包括支援センターでは、左記の日程で介護予防健康教室を開催します。

【テーマ】「貯筋体操」
【講師】小松島病院リハビリテーション部
理学療法士 伊櫻 圭祐 先生

最近、足腰が弱ったと感じることはありますか？少しの段差でつまづくことが増えていませんか？足腰に痛みがあり、歩きにくさを感じていませんか？…
こんな悩みを貯筋で解消！貯筋体操について、7月から10月まで、毎月1回シリーズで合計4回開催します。2回目は、ふらつき・転倒予防のための体操を中心に行います。
ぜひこの機会に筋力アップのための体操を学び、自宅で実践しましょう。

【日 時】8月20日(水)午後1時30分から3時まで

(受付・午後1時から)

【場 所】市総合福祉センター

【受講料】無料
【対象者】市内在住の65才以上の方

【準備物】筆記用具・タオル・水分補給のための飲料等は、各自ご持参ください。
※申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。

詳しくは、小松島市社会福祉協議会地域包括支援センター（市総合福祉センター内☎33・4040）まで。